

対物事故

● 利用者の物を壊してしまった ●

【事故事例】

JHAへの対物事故相談で、比較的多い破損事例として以下のよう
なことがあげられます。

- ・利用者が落とした眼鏡を踏んでしまった
- ・灸の火を落とし床や衣服を焦がしてしまった
- ・預かったバッグを落とし、中の物を壊してしまった

訪問施術で灸を使用する際は、防火マットを敷くなどの対策を行
うことで、事故の発生を半減できるでしょう。利用者のご好意で請
求を受けない例も多くありますが、訪問する度に焦げた量を見るの
は気分のいいことではありません。

【事故後の基本対応】

対物事故が発生し、損害賠償を受けることになった際の基本対応
は以下のようになります。

①記録を残す

意外に知らない方が多いのですが、破損品の状況を客観的に記録
するため、写真撮影をお勧めします。撮影は携帯電話のカメラ機能
でも十分です。利用者の許可を得て撮影をします。

②修理対応を基本とする

厳密に言えば、時間の経過とともに物の価値は下がるという考え
方が一般的です。同等品という価値観は人によるため、新規購入は
何かと揉めごとになりやすく、修理対応をお勧めします。

③示談書を取り交わす

店舗（事業者）として対応するのであれば示談書の締結をお勧めし
ます。施術者名が記載された領収書だけでは個人所有物の購入とみ
なされ経費として認められないこともあります。

● 紛失 ●

紛失事故も稀に発生します（傘や靴の取り違いを除く）。
多くは、店舗（施術者）が好意として行ったことに起因し発生して
います。やむを得ずイレギュラーな対応をする時は注意が必要です。
所有品の管理は利用者本人の自己責任として、施術者は、私物に
手を触れないことが大原則です。多くの店舗で実践されているように
貴重品用とその他用に2つの籠を準備し、利用者自身に入れていた
だき、特に貴重品については、施術中も利用者の視線に入りやすい
場所に置いておくなど、ちょっとした工夫で未然に防げます。
鍵が掛かるロッカーを用意するまでの必要はありません。

また、JHAの保障制度では一部対象となりますが、保険の解釈で
は、預かり品（受託物）の破損は受託物賠償責任という追加保険が
必要となり、一般的な賠償責任保険では対象にはならないと考えら
れていますので注意が必要です。

接骨院や整体院は、ホテル等と違い、クロークを有する施設では
ないため、この点からも預からないことを原則とすべきです。
他業種では、過去に落としたバッグの中に入っていたノートパソコン
が壊れ、大切なデータが全て復旧できなくなったという事例も報告
されています。

◎ 思い出の価値 ◎

対物事故の際に揉めやすいことのひとつは、「思い出の品」の場合
があげられます。被害者から見れば付加価値も請求したいところで
すが、どんなに大切な記念の物でも、客観的価値は高くないと考えら
れています。精神的苦痛についても同様のことが言えます。

たとえば、子供が拾ってきた犬を飼い、家族の一員としてかけがえ
のない存在として可愛がっていた犬が、自動車にひかれて死亡しても
雑種犬なら客観的価値はゼロに等しいと評価されるのが実情です。

JHAでは会員に対し対物事故についても施術事故と同様に、応
ずべき判断基準や取るべき対応を電話アドバイスしております。

2008年12月1日付けで当協会は一般社団法人日本治療協会に名称変更しました。

また、会員の増加に伴いJHAの会員保証制度がさらに充実し

施設賠償責任が民間施術者のみなさまも対象になりました。

JHA NEWS

・無料相談（アドバイス）・手技療法に関する情報提供・当協会ホームページへの求人情報の無料掲載・賠償責任保険の適用

国家資格者

会員種別

正会員 A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間資格者

会員種別

正会員 B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA 一般社団法人日本治療協会

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

◎ JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03(5289)8171

FAX: 03(5289)8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 郵便事業株式会社 神田支店 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp